

2020年4月1日

各位

アストモスエネルギー株式会社

「災害対策基本法」に基づく指定公共機関の指定について

アストモスエネルギー株式会社(本社:東京都千代田区 社長:小笠原 剛、以下「当社」)は、2020年4月1日(水)付で「災害対策基本法」第2条第5号に基づく「指定公共機関」^{※1}に指定されたので、お知らせします。

当社はLPガス元売会社として、兼ねてよりLPガスの安定調達・安定供給に取り組んで参りました。今般の指定を受け「防災業務計画」の策定や防災訓練の実施、緊急通行車両の登録^{※2}等を行うことにより、災害発生時におけるLPガスの安定した輸送体制の構築に努めて参ります。

多くの方々の暮らしを支える身近なエネルギーとして、重要な役割を果たせるよう、関係官公庁とも緊密に連携し対応して参ります。

※1 災害対策基本法に基づく指定公共機関とは、石油、電気、ガス、輸送、通信、コンビニエンスストアその他の公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定するもの。当該法人等は災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たすことが求められる。

※2 当社が起用するLPガスタンクローリー等を「緊急通行車両」として登録することにより、災害発生時に緊急交通路の通行許可証が円滑に交付され、被災地への迅速な輸送が可能となる。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部 村岡 電話:050-3816-0720

e-mail: kohei.muraoka@astomos.com

URL:<http://www.astomos.com>